

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和4（2022）年5月31日現在

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
1	経済産業省	情報処理技術者 [昭和44年度]	情報処理の促進に関する法律	—	経済産業大臣 [合格証書の交付]	○				受験願書に記載された氏名を用いて、合格証書を発行しており、受験願書が旧姓で提出された場合は、合格証書も旧姓で発行。	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課 Tel: 03-3501-2646
2	経済産業省	情報処理安全確保支援士 [平成28年度]	情報処理の促進に関する法律	—	経済産業大臣 [合格証書の交付] 情報処理推進機構 [登録証の交付]	○				試験については、情報処理技術者試験と同様の取り扱い。 登録については、情報処理安全確保支援士登録事務規程細則第3条により、旧姓使用の希望がある場合は戸籍簿等により事実関係を確認し、登録証に旧姓を併記。	経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課 Tel: 03-3501-2646
3	経済産業省	弁理士 [明治32年度]	弁理士法	・弁理士・特定侵害訴訟代理業務の付記	日本弁理士会 [弁理士登録簿に登録]	○					経済産業省特許庁秘書課弁理士室 Tel: 03-3501-0062
4	経済産業省	砂利採取業務主任者 [昭和43年度]	砂利採取法	—	都道府県知事 [合格証の交付]	○				受験者から旧姓で受験願書が提出された場合、合格証は旧姓で発行している。	経済産業省製造産業局素材産業課 Tel: 03-3501-1737
5	経済産業省	採石業務管理者 [昭和46年度]	採石法	—	都道府県知事 [合格証の交付]	○				旧姓使用は可能で、原則、受験願書に記載されている氏名で合格証を発行するが、資格者名簿、合格証に旧姓を併記する等のルールは各都道府県の基準で運用している。	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 鉱物資源課 03-3501-9918
6	経済産業省	航空工場検査員 [昭和27年度]	航空機製造事業法	・航空機・航空機用原動機・航空機用プロペラ ・回転翼・降着装置 ・発電機・空気調和装置用機器 ・飛行指示制御装置 ・統合表示装置 ・航法用電子計算機 ・レーザージャイロ装置・回転翼航空機用トランスミッション ・ガスタービン発動機制御装置	経済産業大臣 [航空工場検査員国家試験の合格証の交付]		△		2013年以降、法に基づく航空工場検査員の指名をしておらず、今後も指名する予定がないことから、改訂は予定していない。	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課法令担当 03-3501-1692	

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
7	経済産業省	計量士 [昭和26年度]	計量法	・環境計量士（濃度関係） ・環境計量士（騒音・振動関係） ・一般計量士	経済産業大臣 [登録]	○					経済産業省産業技術環境局計量行政室 Tel: 03-3501-1688
8	経済産業省	高圧ガス製造保安責任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法	・甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状、第三種冷凍機械責任者免状	甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、第一種冷凍機械責任者免状は経済産業大臣、それ以外は都道府県知事 [免状の交付]	○			高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第2条	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 03-3501-1706	
9	経済産業省	液化石油ガス設備士 [昭和53年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス設備士	都道府県知事 [試験に合格等]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 Tel: 03-3501-4032
10	経済産業省	エネルギー管理士 [昭和54年度]	エネルギーの使用の合理化に関する法律	—	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課 Tel: 03-3501-9726
11	経済産業省	電気主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法	・第1種電気主任技術者 ・第2種電気主任技術者 ・第3種電気主任技術者	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省産業保安グループ電力安全課 Tel: 03-3501-1742
12	経済産業省	電気工事士 [昭和35年度]	電気工事士法	・第1種・第2種	経済産業大臣(都道府県知事が交付) [免状の交付]	○			電気工事士法施行令第3条		経済産業省産業保安グループ電力安全課 Tel: 03-3501-1742
13	経済産業省	ガス主任技術者 [昭和29年度]	ガス事業法	・甲種 ・乙種 ・丙種	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 Tel: 03-3501-4032

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
14	経済産業省	ガス消費機器設置工事監督者 [昭和54年度]	特定ガス消費機器設置工事の監督に関する法律	—	産業保安監督部長・一般財団法人日本ガス機器検査協会 [資格者証の交付]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 Tel: 03-3501-4032
15	経済産業省	火薬類取扱保安責任者 [昭和25年度]	火薬類取締法	・甲種火薬類取扱保安責任者免状 ・乙種火薬類取扱保安責任者免状	都道府県知事 [免状の交付]	○				法令の定めがないため、旧姓を使用する場合の併記の有無についても決まりはなく、申請を受ける際に、併記されていれば免状にその通り記載することも可能だが、都道府県知事が実施する試験については各都道府県の基準で運用している。	経済産業省産業保安グループ鉱山火薬類監理官付 Tel: 03-3501-1870
16	経済産業省	火薬類製造保安責任者 [昭和25年度]	火薬類取締法	・甲種火薬類製造保安責任者免状 ・乙種火薬類製造保安責任者免状 ・丙種火薬類製造保安責任者免状	甲種、乙種：経済産業大臣 丙種：都道府県知事 [免状の交付]	○				法令の定めがないため、旧姓を使用する場合の併記の有無についても決まりはなく、申請を受ける際に、併記されていれば免状にその通り記載することも可能だが、都道府県知事が実施する試験については各都道府県の基準で運用している。	経済産業省産業保安グループ鉱山火薬類監理官付 Tel: 03-3501-1870
17	経済産業省	競輪選手 [昭和23年度]	自転車競技法	—	競輪振興法人(公益財団法人JKA) [選手登録証の交付]	○					経済産業省製造産業局車両室 Tel: 03-3501-1694
18	経済産業省	競輪審判員 [昭和27年度]	自転車競技法	—	競輪振興法人(公益財団法人JKA) [審判員登録証の交付]	○					経済産業省製造産業局車両室 Tel: 03-3501-1694
19	経済産業省	小型自動車競走選手 [昭和25年度]	小型自動車競走法	—	小型自動車競走振興法人(公益財団法人JKA) [選手登録証の交付]	○					経済産業省製造産業局車両室 Tel: 03-3501-1694
20	経済産業省	小型自動車競走審判員 [昭和32年度]	小型自動車競走法	—	小型自動車競走振興法人(公益財団法人JKA) [審判員登録証の交付]	○					経済産業省製造産業局車両室 Tel: 03-3501-1694
21	経済産業省	ダム水路主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法	・第1種ダム水路主任技術者 ・第2種ダム水路主任技術者	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省産業保安グループ電力安全課 Tel: 03-3501-1742

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったとしても、届出等の義務がないため、そのまま旧姓使用が可能なものを△として計上	③ 現状では旧姓使用ができないもの	旧姓使用に関する対応予定等	備考	
22	経済産業省	ボイラー・タービン主任技術者 [昭和40年度]	電気事業法	・第1種ボイラー・タービン主任技術者 ・第2種ボイラー・タービン主任技術者	経済産業大臣 [免状の交付]	○					経済産業省産業保安グループ電力安全課 Tel: 03-3501-1742
23	経済産業省	公害防止主任管理者※ <環境省と共管>	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・公害防止主任管理者	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	○				法令上、旧姓使用に関して言及がなく、申請にあたり、本人確認書類の添付は要請しておらず、旧姓で資格試験等を受験し合格証書を受け取ることが、実態上可能。 旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室 Tel 03-3501-4665 (内線3551) 環境省 水・大気環境局 総務課 Tel 03-3581-3351 (内線6582)
24	経済産業省	公害防止管理者※ [昭和46年度] <環境省と共管>	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	・大気関係第1、2、3、4種 ・水質関係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・ダイオキシン類関係	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	○				法令上、旧姓使用に関して言及がなく、申請にあたり、本人確認書類の添付は要請しておらず、旧姓で資格試験等を受験し合格証書を受け取ることが、実態上可能。 旧姓で申請された場合には、証書は旧姓で発行。	経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室 Tel 03-3501-4665 (内線3551) 環境省 水・大気環境局 総務課 Tel 03-3581-3351 (内線6582)
25	経済産業省	高圧ガス販売主任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法	・第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状	都道府県知事 [免状の交付]	○				高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第2条	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 03-3501-1706
26	経済産業省	高圧ガス移動監視者 [昭和40年度]	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)	—	高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安協会の行う講習の受講によるもの) [修了証の交付]	○				一般高圧ガス保安規則第49条第1項第17号 液化石油ガス保安規則第48条第14号	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 03-3501-1706
27	経済産業省	特定高圧ガス取扱主任者 [昭和44年度]	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)	—	高圧ガス保安協会 (高圧ガス保安協会の行う講習の受講によるもの) [修了証の交付]	○				一般高圧ガス保安規則第73条 液化石油ガス保安規則第71条	経済産業省産業保安G高圧ガス保安室 総括担当 03-3501-1706

No	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
28	経済産業省	特種電気工事資格者 [昭和63年度]	電気工事士法	・ネオン工事 ・非常用予備発電装置工 事	経済産業大臣 [資格者認定証の 交付]	○				電気工事士法施行規則第9条の3	経済産業省産業保安グループ電力安全課 Tel:03-3501-1742
29	経済産業省	認定電気工事従 事者 [昭和62年度]	電気工事士法	—	経済産業大臣 [認定電気工事資 格者認定証の交 付]	○				電気工事士法施行規則第9条の3	経済産業省産業保安グループ電力安全課 Tel:03-3501-1742
30	経済産業省	充てん作業者 [平成9年度]	液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	充てん作業者	充てん作業者指定 養成施設 [養成施設を修了]	○					経済産業省産業保安グループガス安全室 Tel:03-3501-4032
31	経済産業省	中小企業診断士 [平成12年度]	中小企業支援法	—	経済産業大臣 [中小企業診断士 登録証の交付]	○				診断士からの届出により旧姓表記の申 し出があった場合は、診断士の申し出 に沿った形で登録簿及び登録証に表記 している。例えば、併記を希望してい る(例:新姓(旧姓)名前)のであれ ば、併記した形で登録簿、登録証共に 対応している。	中小企業庁経営支援課 03-3501-1763